



めざせ! One大阪 ISHIN TIMES 維新タイムズ

Vol.3

令和5年度

発行 大阪維新の会
大阪府議会議員団
<http://osaka-ishin.jp/>
〒540-8570
大阪市中央区大手前
2丁目1番22号(大阪府庁内)
TEL (06) 6946-5390
FAX (06) 6946-5391

大阪維新の会
大阪府議会議員

とみた武彦の府政報告

性犯罪から子どもを守るための新制度 「日本版DBS」について知事に質問!



大阪府議会の令和5年11月定例会は、吉村知事が提出した物価高騰対策を盛り込んだ約62億円の補正予算案などを可決して12月12日に閉会しました。私はこの定例会の本会議で今期最初の一般質問に立ち、府政の諸課題について知事並びに関係理事者と議論を交わしました。その概要をご報告いたします。

本年も、吉村知事を支えながら大阪のさらなる成長と発展に向けての取り組みを推進してまいりますので、ご意見、ご要望を賜りますようお願いいたします。

吉村洋文知事

お問合せは
とみた武彦事務所

〒546-0043 大阪市東住吉区駒川2-1-41

TEL・FAX (06) 6709-5551 ✉ suppprt@hstomita.jp

とみた武彦の一般質問

11月定例会 (令和5年12月7日)

「日本版DBS」の早期実現

とみた武彦

子どもたちをわいせつ行為等から守ることは大変重要。「日本版DBS」の早期実現について、知事の所見を伺う。

吉村洋文知事

性犯罪・性暴力から子どもたちを守るために、性犯罪歴等の証明を求める仕組み「日本版DBS」は有効であると認識。府としては、早期実現と、効果的な運用に向け、引き続き国に対して働きかけていく。

要望

「日本版DBS」の導入は、単に子どもたちを守るためだけでなく、加害者の再犯防止に繋がるという側面もある。一刻も早い導入に向け、引き続き国へ働きかけをお願いする。



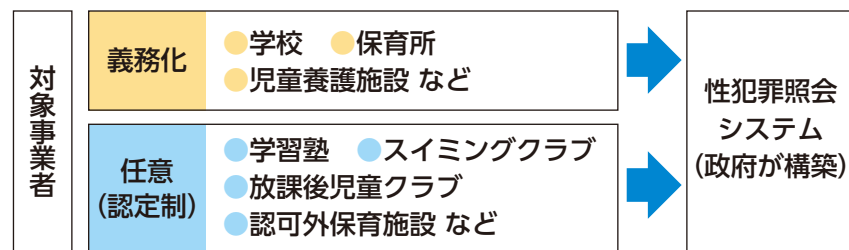
維新府議団提出の

『日本版DBS制度の対象範囲拡大等を求める意見書』が府議会で可決し、国へ要望しました!

国では、こども家庭庁で「日本版DBS」の検討を進めており、今年9月有識者会議から報告書が提出された。しかし、内容の精査を求める声もあり、今臨時国会での法案提出は見送られた。現在、国で検討されている内容について、下記の3点について要望。

- ①対象事業者を学校、保育所、児童養護施設などについては義務化、学習塾などの事業者については、任意（認定制）となる方向
⇒一定期間以上子どもと接する事業を実施する、すべての事業者に対して義務化するよう、対象を拡大すべき。

日本版DBS 対象事業者 (イメージ)



- ②対象となる性犯罪が裁判所による事実認定を経た「前科」に限定されている。
⇒起訴猶予となった者や、条例に違反した者も制度の対象となるよう範囲を拡大すべき。
- ③照会手続きにおいて、事業者が性犯罪歴を照会する方法が検討されている。
⇒個人情報保護の観点から、イギリスのDBS制度のように、就職希望者へ証明書を発行し、就職希望者から事業者に提出する方法を採用するのが望ましい。

イギリスのDBS制度 (イメージ)

